

鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
(再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業) 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、安定した発電が期待できる再生可能エネルギー（バイオマス、小水力、地熱）を利用した発電設備の導入を加速させるため、予算の定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備の導入に必要な導入可能性調査、設備の基本設計等を行う民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付要件)

第2条 補助金の交付のための要件は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 民間事業者が県内で実施する、バイオマス、小水力、地熱を利用した発電設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う事業であること。
- (2) 民間事業者が県内で実施する、バイオマス、小水力、地熱を利用した発電設備の導入のための基本設計を行う事業であること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の交付対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助の対象			補助率
対象事業	対象経費	事業主体	
バイオマス発電事業	旅費、謝金、 原材料費、 委託費等	民間事業者	1 / 2 以内（上限200万円）
地熱発電事業			
小水力発電事業 (出力1,000kW以下)			

2 次の各号に掲げる者は、補助の申請をすることができない。

- (1) 県税を滞納している者
- (2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22号）第2条に規定する「暴

力団」,「暴力団員」,「暴力団員等」及び「暴力団関係者」

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は,別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は,次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (2) 収支予算書(別記第3号様式)
 - (3) 誓約書
 - (4) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの(申請者が個人事業者である場合においては,住民票の抄本)
 - (5) 県税の納税証明書(発行から3箇月以内のもので,現に県税の滞納がないことを証明するもの。ただし,鹿児島県外の事業者は不要とする。)
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金等交付申請書の提出期限は,知事が別に定める日とし,提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は,次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は,補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号),補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号),物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱(令和5年12月21日総行政第327号),鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金(再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業)交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は,補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い,善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (3) 補助事業者は,知事の指示するところにより,補助事業終了後,補助事業の効果等について報告しなければならない。
- (4) 補助事業者は,この補助金に係る収入,支出を明らかにした帳簿及び当該収入,支出についての証拠書類又は証拠物を,事業終了の翌年度から起算して5年間備え,整理保管しておかななければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は,補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は,次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合。ただし,事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更等の軽微な場合を除く。

(2) 補助金額の変更をしようとする場合。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、事業状況報告書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 規則第11条第2項の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合には、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第8号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

(3) 支出に係る契約書、領収書又はその他の証拠書類の写し

(4) 事業実施状況の分かる写真

(5) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日とする。ただし、県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第11号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第14号様式のとおりとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付申
請書

令和 年度において鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）を下記のとおり交付して下さるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 誓約書
- (4) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本）
- (5) 県税の納税証明書（発行から3箇月以内のもので、現に県税の滞納がないことを証明するもの）
- (6) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条，第7条関係）

事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業内容

単位：円

市町村 (地区)	事業主体名	事業の内容	事業量 (回数等)	事業費	備考
計					

注 事業主体が課税業者で，消費税に係る補助金の減額がある場合は，備考欄に「減額した金額〇〇〇円」と記入する。

3 事業完了(予定)年月日
令和 年 月 日

4 添付資料

- (1) 再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業実施計画書
- (2) 役員等名簿
- (3) 事業内容が把握できるもの
- (4) その他別に定める書類

第3号様式（第4条，第7条，第10条関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

2 支出の部

単位：円

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
計				

（注） 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書とする。

様

鹿児島県知事

印

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付要綱第5条に定めるとおりとする。

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）変更申
請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年
鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能
性調査事業）を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条第1項
及び鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入
可能性調査事業）交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

様

鹿児島県知事

印

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条第2項及び鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付要綱第7条第3項の規定により承認します。

様

鹿児島県知事

印

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）変更交
付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導
入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）の変更につ
いては、鹿児島県補助金等交付規則第7条第3項及び鹿児島県GX推進再エネ導入支援事
業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付要綱第7条第3項
の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入
可能性調査事業）交付要綱第5条に定めるとおりとする。

第8号様式（第9条，第10条関係）

事業状況報告（実績）書

1 事業の目的

2 事業内容

単位：円

市町村 (地区)	事業主体名	事業の内容	事業量 (回数等)	事業費	備考
計					

注 事業主体が課税業者で，消費税に係る補助金の減額がある場合は，備考欄に「減額した金額〇〇〇円」と記入する。

3 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

4 添付資料

- (1) 再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業実施報告書
- (2) 事業内容が把握できるもの
- (3) その他別に定める書類

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった上記補助事業
を下記の理由により中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金等交付規則第11条第2項
及び鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入
可能性調査事業）交付要綱第9条第2項の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名
〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）実績報
告書

令和 年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定通知に基づき令和 年
度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査
事業）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県GX推進再エネ
導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付要綱第
10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- (1) 収支精算書（別記第 3 号様式）
- (2) 事業実績書（別記第 8 号様式）
- (3) 支出に係る契約書，領収書その他の証拠書類の写し
- (4) 事業実施状況の分かる写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名
〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で確定のあった令和 年度鹿児島県GX
推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）
について、鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設
備導入可能性調査事業）交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付確定通知書により通知した額）
金 円
 - 2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
 - 3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
 - 4 補助金返還相当額（3から2の額を差し引いた額）
金 円
- ※ 別紙として精算の内訳を添付すること。

様

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付確
定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度鹿児島県GX推進再エ
ネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）につい
ては、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名
〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付請
求書

令和 年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定（確定）通知書に基づ
く令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発
電設備導入可能性調査事業）を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規
定により下記のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
総額		
前回まで交付額		
今回請求額		
未請求額		

<預金口座>

金融機関名

支 店 名

本店

支店

種 別

当座

・ 普通

番 号

口座名義人

（フリガナ）

（

）

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名
〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金
（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）概算払
申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和 年度鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条第 3 項及び鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査事業）交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由